

広告主・屋外広告業を営む皆さま等へ

令和7年1月1日から、

# 茨木市の屋外広告物の ルールが変わります

現在、茨木市内の屋外広告物は、大阪府条例のルールに沿って掲出されていますが、茨木らしい魅力ある景観を形成するための茨木市独自条例によるルールの運用が令和7年1月1日から始まります。

屋外広告物を掲出する際には、原則として許可手続きが必要となりますので、新たなルールや配慮事項などについて裏面や市ホームページで確認をお願いします。

詳細は裏面を  
ご覧ください

目指す広告景観：自然とまちに調和し 心づかいの感じられる広告景観づくり

茨木市は、やま半分・まち半分の地域特性や広域的な交通利便性を有し、落ち着きのある自然とにぎわいのある都市的な要素による多様な景観を有していることが特徴です。

屋外広告物を掲出する際には、良好な景観を形成するために、自然とまちに調和したものとなるようにしましょう。

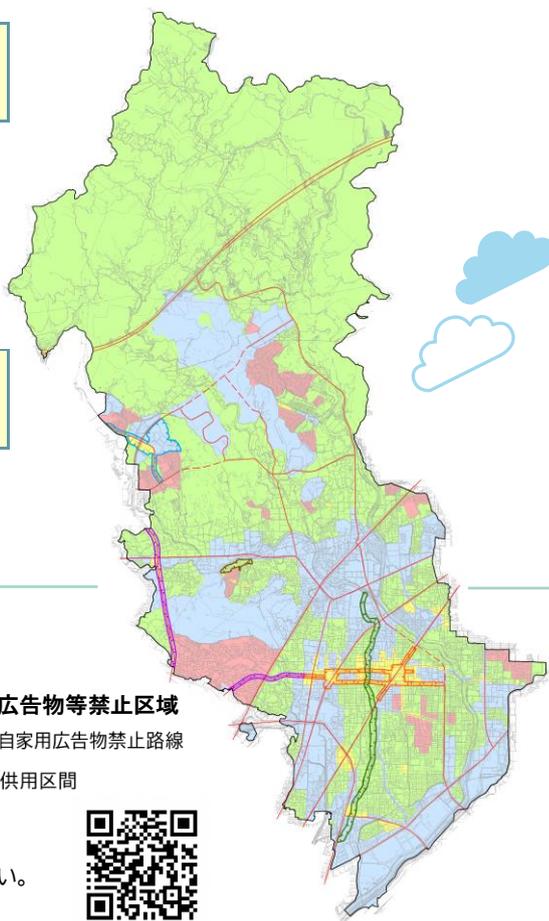
**主な変更内容 ①** 掲出できる広告物の基準を用途地域ごとに定め、非自家用広告物の掲出が制限される路線を拡充します。

屋外広告物を掲出する土地の用途に応じて3種類の区域に分け、それぞれに許可基準を設けます。なお、自然との調和の観点から国道171号以北の調整区域を規制が強い住宅系と同じ区分へ移行します。

また、非自家用広告物の掲出を禁止する路線を7路線から20路線に拡充します。

**主な変更内容 ②** 景観形成上重要な地区として位置づけられている地区において、事前協議制度を導入します。

茨木市景観計画における「景観形成地区」は特に良好な景観形成を図る必要がある地区であるため、同地区で広告物を掲出・変更する場合は、市との事前協議が必要となります。



**屋外広告物許可区域**

- 禁止区域（低層住居専用地域等）
- 第1種許可区域（中高層住居専用地域、国道171号以北の市街化調整区域）
- 第2種許可区域（その他の用途地域）
- 第3種許可区域（商業系用途地域）

**景観形成地区**

- にぎわい景観形成地区
- 元茨木川緑地景観形成地区
- 彩都景観形成地区
- 歴史的景観形成地区
- 沿道景観形成地区

**非自家用広告物等禁止区域**

- 非自家用広告物禁止路線
- - - 未供用区間



対象地がどの区域に該当するかは、右図の地図情報サイト（都市計画情報）をご確認ください。（許可区域・非自家用広告物禁止路線については、夏頃に掲載予定です。）

**主な変更内容 ③** 自然とまちとの調和に配慮した許可基準に変わります。また、景観形成地区においては上乘せ基準を設けます。

第2種許可区域においては次のような基準があります。

**屋上広告物**

縦幅は建物高さの5分の1以下  
外壁の延長面からの突出禁止 など  
（景観形成地区では1面当たり30㎡以下）

**壁面広告物**

表示面積は壁面の5分の1以下  
縦幅は壁面高さの2分の1以下 など  
（景観形成地区では1壁面当たり30㎡以下）

**地上広告物**

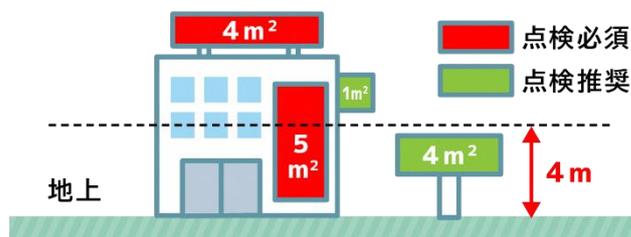
縦幅は15m以下  
表示面積は30㎡以下(片面では15㎡以下) など

**主な変更内容 ④** 安全点検を義務付ける広告物や報告書を作成できる資格が変わります。

公衆に対する危害を防止するため、安全点検を義務付ける広告物の対象を「地上から高さが4mを超え、表示面積が3㎡以上の広告物」に変更します。

これに当てはまらない広告物については義務ではありませんが、安全確保を促進するため、年1回を目安に安全点検をお願いします。

また、安全点検報告書を作成できる者の資格について、実務経験と広告物全般の知識の観点から「ネオン工事資格者」を除外し、「1級広告美術仕上げに係る技能検定合格者」を加えます。



上記の内容は、変更内容の一部です。区域や許可基準などの許可手続きに必要な内容については右図の市ホームページからご確認ください。

なお、新基準への改修等が困難な場合は、許可申請前に下記問い合わせ先までご相談ください。



また、屋外広告物の掲出に当たっての配慮事項や申請手続の流れ等をわかりやすく示したガイドラインを作成しました。許可申請を行う前には、必ずご一読ください。

